

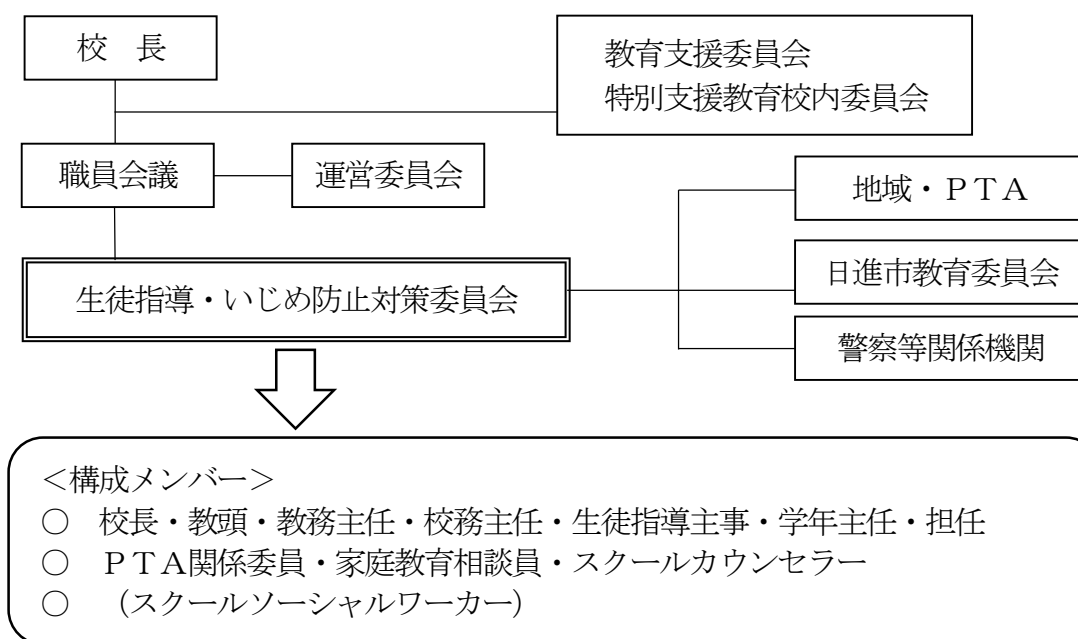
# 日進市立日進東中学校いじめ防止基本方針

## 1 「いじめ防止」についての基本的な考え方

「いじめ」は、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であると同時に、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる可能性があります。これらの基本的な考えを基に、学校・家庭や保護者・地域社会が連携・協力し、日頃からいじめのささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、社会全体で組織的に対応していく必要があります。

子どもたちにとって学校は、教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはなりません。そのために、子ども一人一人が大切にされているという実感をもたせるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりが必要です。一方、子どもたちの生活の基盤は家庭・地域社会にあることから、家庭を含む地域全体で子どもたちを支えていくことも必要になります。そうした中で、子どもが自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める必要があると考えます。

## 2 いじめ防止対策組織



### ○ 「生徒指導・いじめ防止対策委員会」について

日進東中学校では、日進市が設置した日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会（以下「推進協議会」）の下部組織である「日進東中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会」（以下「東中校区連絡協議会」）の設置を受け、校内に「日進東中学校生徒指導・いじめ防止対策委員会」（以下「校内対策委員会」）を組織します。校内対策委員会では、生徒指導上の問題、とりわけいじめの防止を目指し、ささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の学校や教員が抱え込むことのないよう、組織として対応します。

### ○ 「日進東中学校区連絡協議会」について

日進東中学校区の小中学校におけるいじめを含む生徒指導上の問題を把握し、問題に関して対策を検討し、必要と判断した場合は、「推進協議会」へ諮ります。・・・（資料1）

### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

#### ア 「日進東中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

#### イ 「教職員」「保護者」「地域住民」への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「日進東中学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を推し進める。
- ・ 学校評価アンケートやいじめアンケート・教育相談等の結果を、随時、学校だよりやホームページ等を通じて、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信し、共通理解を図るとともに意識啓発を図る。

#### ウ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめを認知した場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があつた場合（学校・地域・家庭等から）は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた校内対策委員会を緊急に招集する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

## 3 いじめの防止に関する具体的な取組

### (1) 本校の取組

- ・ 子どものいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見、早期対応及び継続した見守りに努めます。
- ・ いじめを認知した場合は又はいじめの疑いがあるとの情報があつた場合（学校・地域・家庭等から）は、速やかに事態を把握するために、校内対策委員会を開催し、対応にあたりるとともに、事実関係を日進市に報告し、家庭や保護者・地域社会、必要に応じて関係機関等と連携して解決にあたります。（「連絡協議会」及び「日進東中学校区推進会議」）
- ・ 家庭や保護者・地域社会に対して、個人情報の取り扱いに十分に配慮し、必要に応じていじめの現状及び対策に関する情報を提供します。

### (2) 家庭の取組

- ・ 家庭では、子どもと対話を大切にするとともに、子どもに対して「いじめは許されない行為」であることを教えます。
- ・ 家庭では、子どもの表情・様子及び行動の変化に気をつけ、いじめを察知した場合は、速やかに学校又は日進市に連絡・相談します。
- ・ 家庭は、いじめを認知した又は疑いのある場合は、学校・地域社会、必要に応じて関係機関等と連携して解決に当たります。（「連絡協議会」及び「日進東中学校区推進会議」）

### (3) 地域社会の取組

- ・ 地域社会は、子どもに対する見守り、声掛けを行うほか、それぞれの活動及び行事を通じて、子どもの健全育成をします。
- ・ 地域社会は、いじめを認知した又はいじめの疑いがあるとの情報があつた場合（学校・地域・家庭等から）は、速やかに学校又は日進市に連絡・相談します。

#### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、校内対策委員会を招集し、事態の詳細の把握に努め、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。  
・・・・・・・・(資料2)
- (2) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

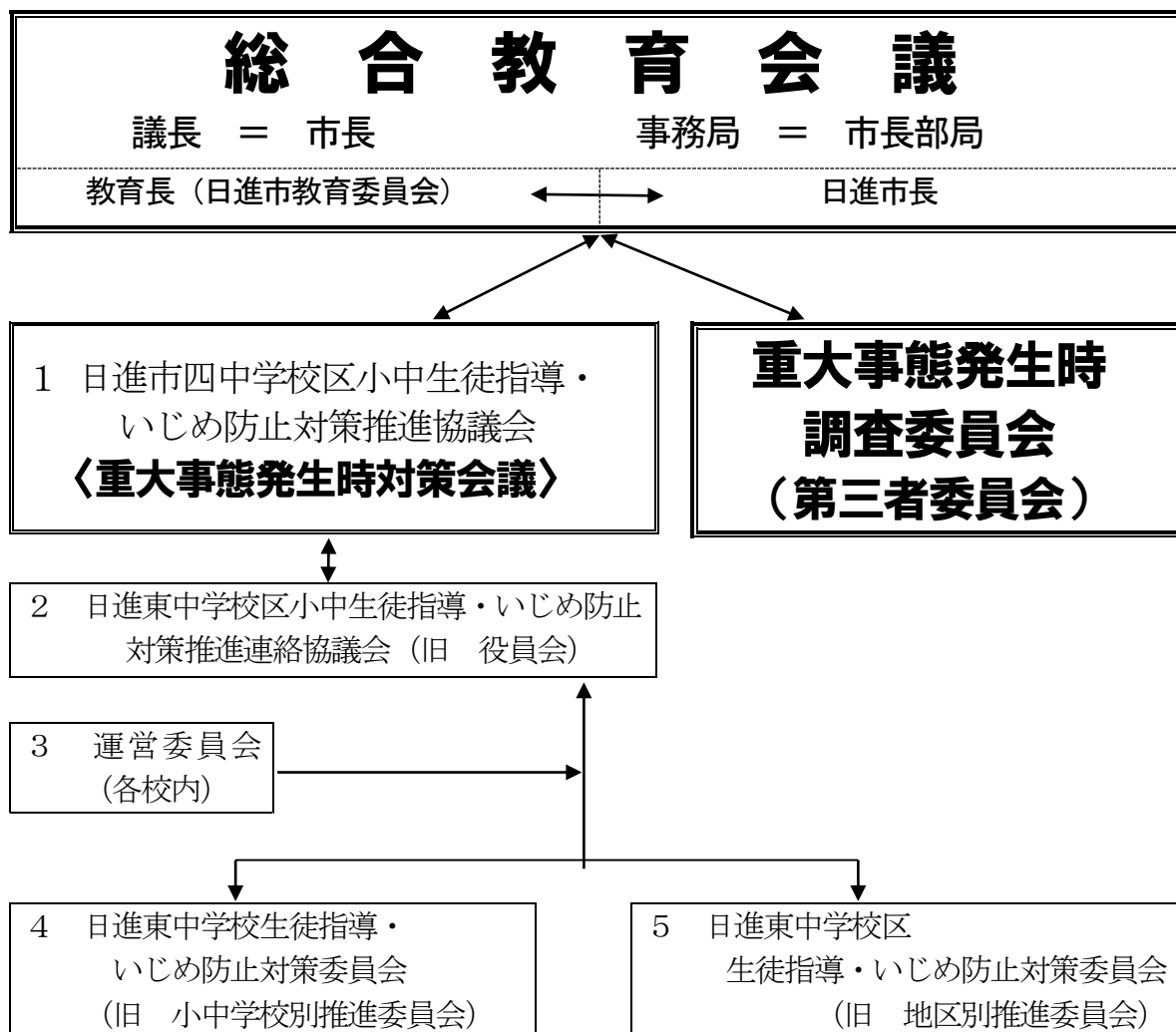
#### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 日進東中学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、各学期に実施される「校内対策委員会」にて全職員で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「校内対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

#### 6 その他

- (1) 日進東中学校では、いじめ防止に関する研修を積極的に推進し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「日進東中学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、学校のホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【組織図】



## 【構成】

- 1 日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会  
〈兼 重大事態発生時対策会議〉 15人以内

- (1) 教育に関する事務に従事する者
- (2) 児童生徒等の権利、発達又は心理に関し専門的な知識を有する者
- (3) 児童生徒等の福祉について実務経験を有する者
- (4) 社会福祉に関し専門的な知識を有する者
- (5) 市内小中学校長
- (6) 教育委員会事務局職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

- ※ 重大事態発生時調査委員会（第三者委員会） 5人以内

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法律について専門的な知識及び経験を有する者
- (3) 社会福祉について専門的な知識及び経験を有する者
- (4) 少年犯罪について専門的な知識及び経験を有する者
- (5) 精神疾患又は発達障害に関する医療について専門的な知識及び経験を有する者

## 【重大事態発生時の対応フロー図】

### ※ 重大事態の発生

「学校」「家庭」「地域」から報告  
「日進市四中学校区小中学生指導・いじめ防止対策推進協議会」を開催

「重大事態発生時対策会議」（総合教育会議へ対策会議の調査結果を報告する。）

- ※ 総合教育会議は対策会議の調査結果について審議し、必要に応じて調査委員会（第三者委員会）を招集する。
- ※ 日進市長、教育長（または教育委員会）は、総合教育会議が開催できない場合は、独自に判断し、調査委員会（第三者委員会）の招集を要請できる。

「重大事態発生時調査委員会（第三者委員会）」を開催する。

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適切な情報を提供する。

- ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※ 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査委員会（第三者委員会）の調査結果を総合教育会議に報告する。

（不十分であれば再調査を要請）←指示

市長、教育長（または教育委員会）は独自に再調査を要請できる。

- ※ 希望があれば、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査委員会（第三者委員会）の調査結果を踏まえた再発防止策を重大事態発生時対策会議に依頼する。

- ※ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し実施する。
- ※ 再発防止に向けた取組の検証を「日進市四中学校区小中学生指導・いじめ防止対策推進協議会」において定期的に行う。

再  
調  
査  
を  
要  
請

# 【年間計画】

| 月   | 委員会等の活動                                          | 予防への取組                                                                     | 校外の活動                                                                                            | 保護者・地域との連携                        |
|-----|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 4月  | ○生徒指導全体会<br>(全体情報交換会)                            |                                                                            |                                                                                                  | ○家庭訪問<br>○PTA総会<br>授業参観・学年懇談会     |
| 5月  |                                                  | ○救命講習(2年)                                                                  | ○第1回あいち地区<br>生徒指導部会                                                                              | ○部活動懇談会                           |
| 6月  | ○第1回生徒指導・いじめ<br>防止対策委員会                          | ○第1回「いじめ」に関する<br>アンケート実施<br>(全校生徒対象)<br>○教育相談週間<br>○性教育(2年)                | ○日東中学校区小中学生<br>指導・いじめ防止対策<br>推進連絡協議会<br>第1回役員会<br>○第1回日進市小中高生徒<br>指導連絡会<br>○第1回日進市小中学生<br>指導担当者会 | ○市内一斉授業公開                         |
| 7月  | ○第1回学校保健委員会                                      | ○学校評価アンケートの<br>実施(教職員・生徒対象)                                                |                                                                                                  | ○保護者会<br>○学校評価アンケートの<br>実施(保護者対象) |
| 8月  | ○校内現職教育<br>(救命救急講習会)                             |                                                                            | ○第2回あいち地区<br>生徒指導部会<br>○地域協働生徒指導推進<br>事業・日進地区街頭補導                                                |                                   |
| 9月  |                                                  |                                                                            | ○第2回日進市小中学生<br>指導担当者会                                                                            |                                   |
| 10月 |                                                  |                                                                            | ○第3回あいち地区<br>生徒指導部会                                                                              |                                   |
| 11月 | ○第2回生徒指導・いじめ<br>防止対策委員会<br>○生徒指導全体会<br>(全体情報交換会) | ○第2回「いじめ」に関する<br>アンケート実施<br>(全校生徒対象)<br>○教育相談週間<br>○福祉実践教室(1年)<br>○性教育(1年) |                                                                                                  |                                   |
| 12月 |                                                  | ○学校評価アンケートの<br>実施(教職員・生徒対象)<br>○人権週間<br>○性教育(3年)                           |                                                                                                  | ○保護者会<br>○学校評価アンケートの<br>実施(保護者対象) |
| 1月  |                                                  |                                                                            |                                                                                                  | ○授業公開                             |
| 2月  | ○第3回生徒指導・いじめ<br>防止対策委員会                          | ○教育相談週間<br>○薬物乱用防止教室(1年)                                                   | ○日東中学校区小中学生<br>指導・いじめ防止対策<br>推進連絡協議会<br>第2回役員会<br>○第2回日進市小中高生徒<br>指導連絡会<br>○第3回日進市小中学生<br>指導担当者会 |                                   |
| 3月  | ○第2回学校保健委員会                                      |                                                                            |                                                                                                  |                                   |